

同時資料提供先：高松サンポート合同庁舎記者クラブ
愛媛県番町記者クラブ、八幡浜記者クラブ

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する学識経験を有する者からの意見を聴く場の開催について

国土交通省四国地方整備局では、山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討を進め、「山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「報告書（素案）」という。）を作成しました。

このたび、報告書（素案）に対して、学識経験を有する者からの意見をお聴きする場を下記のとおり開催いたしますのでお知らせします。

1. 開催日時

平成24年11月8日（木）9時から11時

2. 開催場所

風の博物館 多目的ホール

住所：大洲市肱川町予子林99-1

3. 公開等

- ・会議は公開で開催します。
- ・一般傍聴の方の席は30席用意します。
- ・ビデオ・カメラ等の撮影は冒頭の挨拶までです。
- ・取材や傍聴に関する詳細は別紙3及び別紙4をご覧ください。

別添1「「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する学識経験を有する者からの意見を聴く場の開催について」を参照

平成24年10月31日
国土交通省 四国地方整備局

お問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局

電話：(087) 851-8061

河川部 河川計画課長 小長井 彰祐 (内線3611)

建設専門官 池添 好巨 (内線3614)

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
学識経験を有する者からの意見を聴く場の開催について

平成 24 年 10 月 31 日
国土交通省四国地方整備局

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、学識経験を有する者からのご意見をお聴きするため、意見を聴く場を下記にて開催します。

1. 議事

別紙 1 のとおり

2. 開催日時

平成 24 年 11 月 8 日（木） 9 時から 11 時（受付開始 8 時 30 分）

3. 開催場所

風の博物館 多目的ホール

住所：大洲市肱川町予子林 99-1

4. 意見聴取予定者

別紙 2 のとおり

5. 公開等

- ・会議は公開で開催します。
- ・ビデオ・カメラ等の撮影は冒頭の挨拶までとします。ただし、当日の議事内容によっては変更する場合があります。
- ・取材に際しては、別紙 3 の「取材についてのお願い」を遵守してください

6. 一般傍聴

- ・意見を聴く場の傍聴を希望される方は、当日 8 時 30 分から受付を開始します。なお、会場の都合により傍聴者席は 30 席用意します。
- ・傍聴受付は先着順とさせていただきます。
- ・会議の進行に支障を来たす行為等があった場合には、傍聴をお断りしたり退出をお願いする場合があります。
- ・一般傍聴に際しては、別紙 4 の「傍聴要領」を遵守してください。

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
学識経験を有する者からの意見を聴く場

議事次第（案）

開催日：平成 24 年 11 月 8 日（木）

場 所：風の博物館 多目的ホール

1. 開会
2. 挨拶（四国地方整備局）
3. 山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討状況
4. 山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）の内容
5. 意見聴取
6. 閉会

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
学識経験を有する者からの意見を聴く場

出席予定者

いふく 伊福	まこと 誠	愛媛大学 大学院理工学研究科 教授
おおもり 大森	こうじ 浩二	愛媛大学 沿岸環境科学研究センター 准教授
さとう 佐藤	こういち 晃一	愛媛大学 名誉教授
さわだ 澤田	よしなが 佳長	野生生物環境研究センター 所長
すずき 鈴木	こういち 幸一	新居浜工業高等専門学校 校長
どい 土居	やすまさ 泰正	元大洲市立博物館長

(五十音順敬称略)

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
学識経験を有する者からの意見を聴く場

取材についてのお願い

（取 材）

- 1) 会議を取材しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ②円滑な運営を図るためビデオ・カメラ等の撮影は、冒頭の挨拶までの間とさせていただきます。
 - ③ビデオ・カメラ等の撮影位置は事務局席までとし、それより前列には立ち入らないで下さい。
 - ④携帯電話は電源を切るかマナーモードにして使用しないで下さい。
 - ⑤報道機関用の席でPC等の使用は、議事や他の傍聴者等の迷惑にならない限り可能です。なお、取材に必要な電源は各社で用意してください。

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する 学識経験を有する者からの意見を聴く場

傍聴要領

（趣旨）

この要領は、「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する学識経験を有する者からの意見を聴く場（以下「意見を聴く場」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

（意見を聴く場の傍聴）

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴者」と記載されたプレートを着用してください。
- 2) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守してください。
 - ①会議における発言等への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
 - ②発言、私語、談論などをしないこと。
 - ③プラカード、はちまき、腕章などをしないこと。
 - ④ビラ、資料等の配布はしないこと。
 - ⑤携帯電話は、マナーモードもしくは電源を切り、使用しないこと。
 - ⑥みだりに傍聴者席を離れないこと。
 - ⑦その他、会場の秩序を乱したり議事の妨げになるような行為は行わないこと。
- 3) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 4) 事務局が退室を指示したときは、速やかに退室してください。
- 5) 以上のほか、傍聴者は事務局の指示に従ってください。